

ビルクリーニング分野育成就労協議会入会規程

（趣旨）

第1条 本規程は、ビルクリーニング分野育成就労協議会設置要綱第9条の規定に基づき、ビルクリーニング分野育成就労協議会（以下「協議会」という。）への入会その他必要な事項を定めるものとする。

（入会基準）

第2条 協議会の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準」（令和8年4月7日厚生労働省告示第180号）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

（入会手続）

第3条 ビルクリーニング分野における育成就労実施者になろうとする者は、協議会へ入会するため、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載している申込みフォームに次の各号に掲げる事項を記載して入会を厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課（以下「事務局」という。）に申請するものとする。

- 一 育成就労実施者の名称
 - 二 育成就労実施者の郵便番号を含む住所
 - 三 育成就労実施者の代表者の役職及び氏名
 - 四 育成就労実施者が現に受けている、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録に係る情報のうち、次に掲げる事項
 - イ 登録を受けている事業の区分
 - ロ 商号又は名称
 - ハ 登録に係る営業所の名称及び所在地
 - ニ 登録番号
 - ホ 登録有効期間
 - 五 担当者の職名及び氏名
 - 六 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - 七 監理支援機関による監理支援の有無
 - 八 監理支援機関の名称及び許可番号（監理支援機関による監理支援を受けている場合に限る。）
- 2 前項の申請を行う者は、事務局の要請に基づき、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。
- 一 建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていることを証明する書面の写し
 - 二 育成就労外国人の就業場所が確認できる書面の写し
 - 三 その他必要な書面

（資格確認及び証明書の交付）

第4条 事務局は、前条の申請を受理した場合において、申請内容を確認し、申請者を協議会の構成員として認めるときは、様式第1号による「ビルクリーニング分野育成就労協議会構成員資格証明書」（以下「証明書」という。）を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 前条に基づく申請内容に不備がある場合
 - 二 前号のほか、申請者を構成員として認めることができない正当な理由がある場合
- 2 前項の証明書の交付は、電子メールその他事務局が適当と認める方法により行うことができる。
- 3 事務局は構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。

（証明書の再交付）

第5条 構成員は、証明書を失ったとき、又は証明書の記載事項に変更が生じたときその他必要な場合は、ホームページに掲載しているフォームに次の各号に掲げる事項を記載して証明書の再交付を事務局に申請することができる。

- 一 育成就労実施者の名称
 - 二 育成就労実施者の協議会構成員登録番号
 - 三 育成就労実施者の郵便番号を含む住所
 - 四 育成就労実施者の代表者の役職及び氏名
 - 五 担当者の職名及び氏名
 - 六 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - 七 証明書の再交付を申請する理由
- 2 証明書の再交付時における必要書面は第3条第2項に準ずるものとする。
- 3 事務局は第1項の申請を受理した場合において、第4条第1項ただし書の規定に該当しないことを確認し、証明書を再交付するものとする。

（変更手続）

第6条 構成員は、第3条第1項各号に掲げる申請に係る事項に変更が生じた場合には、ホームページに掲載しているフォームに次の各号に掲げる事項を記載して変更届出を事務局に行うものとする。

- 一 育成就労実施者の名称
 - 二 育成就労実施者の協議会構成員登録番号
 - 三 育成就労実施者の郵便番号を含む住所
 - 四 育成就労実施者の代表者の役職及び氏名
 - 五 担当者の職名及び氏名
 - 六 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - 七 変更内容
- 2 変更時における必要書面は第3条第2項に準ずるものとする。
- 3 事務局は第1項の届出を受理し、交付済の証明書の内容を変更する必要があると認めた場合において、申請者に第4条第1項に準じ、変更後の証明書を交付するものとする。

(退会手続等)

第7条 構成員は、ビルクリーニング分野における育成就労実施者でなくなったときは、ホームページに掲載しているフォームに次の各号に掲げる事項を記載して協議会の退会を事務局に届け出るものとする。

- 一 育成就労実施者の名称
- 二 育成就労実施者の協議会構成員登録番号
- 三 育成就労実施者の郵便番号を含む住所
- 四 育成就労実施者の代表者の役職及び氏名
- 五 担当者の職名及び氏名
- 六 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- 七 退会の理由

2 構成員がビルクリーニング分野における育成就労実施者でなくなった場合において、前項の届出を行わないとき、又は事務局が当該構成員と連絡を取ることができないときは、事務局は、当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

(協議会への再入会)

第8条 第7条により協議会の退会を行った者が、再びビルクリーニング分野育成就労外国人を受入れようとする場合は、第3条第1項による入会申請を行わなければならない。

(その他)

第9条 第3条、第5条、第6条、第7条及び第8条において、システム上のトラブルなどにより、ホームページによる申請又は届出ができない場合は、事務局が指定する方法で行うものとする。

附 則

本規程は、令和8年8月7日から施行する。

ビルクリーニング分野育成就労協議会構成員資格証明書

(育成就労実施者の名称)

(育成就労実施者の代表者の役職及び氏名) 殿

(元号) ○年○月○日に申請のあったビルクリーニング分野育成就労協議会への入会について、ビルクリーニング分野育成就労協議会入会規程第 4 条の規定に基づき、下記のとおり証明する。

※第 6 条第 3 項に基づき交付する場合に追記
なお、交付済の (元号) 年 月 日付け証明書を失効させる。
記

- 1 ビルクリーニング分野育成就労協議会構成員 登録番号○○-○○号
2 協議会加入日 (元号) ●●年●●月●●日
3 協議会構成員の情報

名称	
代表者	
住所	

- 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業又は第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の情報

※ 複数の登録を持っている場合は欄を追加

登録を受けている事業の区分	
商号又は名称	
登録に係る営業所の 名称及び所在地	
登録番号	
登録有効期間	

なお、本証明書の有効期間は、4 に記載の建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録有効期間と同様とする。

(元号) 年 月 日

ビルクリーニング分野育成就労協議会 事務局
厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課長